

森林環境譲与税 充当について

企画経営部 政策推進課
 財政課
 産業文化部 農政課

1 森林環境譲与税の趣旨

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境譲与税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年(2019年)4月1日に施行されました。

地球温暖化の防止効果、水源の涵養、国土の保全、快適な環境の形成など森林に有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、自治体による森林整備やその促進に柔軟に活用できる財源として、制度創設されました。

2 森林環境譲与税の使途

間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に係る費用に充てることとされています。

3 本市の森林環境譲与税等の状況について

令和元年度(2019年度)に森林環境譲与税基金を設置し、国からの譲与額と利息を積み立てています。

(単位：千円)

	譲与額	基金			
		積立額	とりくずし	利息	残高
令和元年度	8,941	8,941	－	－	8,941
令和2年度	18,998	18,998	△1,804	3	26,138
令和3年度	18,998	18,998	－	8	45,144

※ ただし令和2年度、令和3年度の譲与額、基金は予算額です。

4 今後の森林環境譲与税の使途について

森林環境譲与税基金条例の規定に基づき、令和2年度(2020年度)は基金をとりくずして、宝塚自然の家のログハウス設計委託料に充当しています。令和3年度(2021年度)以降については、森林環境譲与税の使途の範囲内で有効に活用してまいります。